

海上衝突予防法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第三条（略） 2～4（略） 5 この法律において「水上航空機」とは、水上を移動することができ、<u>航空機をいい、「水上航空機等」とは、水上航空機及び特殊高速船（第二十三条第三項に規定する特殊高速船をいう。）をいう。</u> 6～12（略） （各種船舶間の航法） 第十八条（略） 2～5（略） 6 <u>水上航空機等は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、かつ、これらの船舶の通航を妨げないようにしなければならない。</u> （航行中の動力船） 第二十三条 航行中の動力船（次条第一項、第二項、第四項若しくは第七項、第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項から第四項まで若しくは第六項又は第二十九条の規定の適用があるものを除く。以下この条において同じ。）は、次に定めるところにより、灯火を表示しなければならない。 一（略） 二 げん灯一对（長さ二十メートル未満の動力船にあつては、げん	（定義） 第三条（略） 2～4（略） 5 この法律において「水上航空機」とは、水上を移動することができ、<u>航空機をいう。</u> 6～12（略） （各種船舶間の航法） 第十八条（略） 2～5（略） 6 <u>水上航空機は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、かつ、これらの船舶の通航を妨げないようにしなければならない。</u> （航行中の動力船） 第二十三条 航行中の動力船（次条第一項、第二項、第四項若しくは第七項、第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項から第四項まで若しくは第六項又は第二十九条の規定の適用があるものを除く。以下この条において同じ。）は、次に定めるところにより、灯火を表示しなければならない。 一（略） 二 げん灯一对（長さ二十メートル未満の動力船にあつては、げん

灯一對又は両色灯一個。第四項及び第五項並びに次条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）を掲げること。

三 (略)

2 (略)

3 特殊高速船（その有する速力が著しく高速であるものとして国土交通省令で定める動力船をいう。）は、第一項の規定による灯火のほか、紅色のせん光灯一個を表示しなければならない。

4 5 6 (略)

7 航行中の長さ十二メートル未満の動力船は、両色灯を表示しようとする場合において、マスト灯又は第四項若しくは第五項の規定による白色の全周灯を船舶の中心線上に装置することができないときは、その両色灯の表示に代えて、これと同一の特性を有する灯火一個を船舶の中心線上の位置以外の位置に表示することができる。この場合において、その灯火は、前項の規定によるマスト灯と同一の特性を有する灯火又は第四項若しくは第五項の規定による白色の全周灯が装置されている位置から船舶の中心線に平行に引いた直線上又はできる限りその直線の近くに掲げるものとする。

(水上航空機等)

第三十一条 水上航空機等は、この法律の規定による灯火又は形象物を表示することができない場合は、その特性又は位置についてできる限りこの法律の規定に準じてこれを表示しなければならない。

(音響信号設備)

第三十三条 (略)

2 長さ二十メートル未満の船舶は、前項の号鐘（長さ十二メートル未満の船舶にあつては、同項の汽笛及び号鐘）を備えることを要し

灯一對又は両色灯一個。第三項及び第四項並びに次条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）を掲げること。

三 (略)

2 (略)

3 4 5 (略)

6 航行中の長さ十二メートル未満の動力船は、両色灯を表示しようとする場合において、マスト灯又は第三項若しくは第四項の規定による白色の全周灯を船舶の中心線上に装置することができないときは、その両色灯の表示に代えて、これと同一の特性を有する灯火一個を船舶の中心線上の位置以外の位置に表示することができる。この場合において、その灯火は、前項の規定によるマスト灯と同一の特性を有する灯火又は第三項若しくは第四項の規定による白色の全周灯が装置されている位置から船舶の中心線に平行に引いた直線上又はできる限りその直線の近くに掲げるものとする。

(水上航空機)

第三十一条 水上航空機は、この法律の規定による灯火又は形象物を表示することができない場合は、その特性又は位置についてできる限りこの法律の規定に準じてこれを表示しなければならない。

(音響信号設備)

第三十三条 (略)

2 長さ十二メートル未満の船舶は、前項の汽笛及び号鐘を備えることを要しない。ただし、これらを備えない場合は、有効な音響によ

ない。ただし、これらを備えない場合は、有効な音響による信号を行うことができる他の手段を講じておかなければならない。

3 (略)

(視界制限状態における音響信号)

第三十五条 視界制限状態にある水域又はその付近における船舶の信号については、次項から第十三項までに定めるところによる。

2 3 10 (略)

11 長さ十二メートル以上二十メートル未満の船舶は、第七項及び前項の規定による信号を行うことを要しない。ただし、その信号を行わない場合は、二分を超えない間隔で他の手段を講じて有効な音響による信号を行わなければならない。

12 長さ十二メートル未満の船舶は、第二項から第十項まで(第六項及び第九項を除く。)の規定による信号を行うことを要しない。ただし、その信号を行わない場合は、二分を超えない間隔で他の手段を講じて有効な音響による信号を行わなければならない。

13 3 14 (略)

(この法律の規定の特例)

第四十一条 (略)

2 政令で定める水域における水上航空機等の衝突予防に関し遵守すべき航法、灯火又は形象物の表示、信号その他運航に関する事項については、政令で特例を定めることができる。

3 3 4 (略)

る信号を行うことができる他の手段を講じておかなければならない。

3 (略)

(視界制限状態における音響信号)

第三十五条 視界制限状態にある水域又はその付近における船舶の信号については、次項から第十二項までに定めるところによる。

2 3 10 (略)

11 長さ十二メートル未満の船舶は、第二項から前項までの規定による信号を行うことを要しない。ただし、その信号を行わない場合は、二分を超えない間隔で他の有効な音響による信号を行わなければならない。

12 3 13 (略)

(この法律の規定の特例)

第四十一条 (略)

2 政令で定める水域における水上航空機の衝突予防に関し遵守すべき航法、灯火又は形象物の表示、信号その他運航に関する事項については、政令で特例を定めることができる。

3 3 4 (略)